

マージン率等の情報提供について

事業所名 桜ソリューションズ株式会社 本社
許可番号 派27-303930

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る昨年度実績について、情報を提供いたします。

1.労働者派遣の実績およびマージン率等（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

| | |
|-------------------------------|---------|
| 令和4年6月1日付け 派遣労働者数 | 2名 |
| 令和3年度 派遣先事業所数（実数） | 2社 |
| 令和3年度 派遣料金平均金額（1日8時間計算）・・・① | 30,000円 |
| 令和3年度 派遣労働者賃金平均額（1日8時間計算）・・・② | 18,000円 |
| 令和3年度 マージン率【（① - ②） / ①】 | 40.0% |

※マージン率の算定に際し、社会保険、労働保険、一般経費等の会社負担費用は含みません。

従いまして、マージン率=会社利益とはなりません。

※マージンには、弊社が負担する社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）、法福利厚生費（有給休暇、健康診断等）、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含めます。

2.教育訓練に関する事項

| 訓練の内容 | 対象となる派遣労働者 雇用時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費 負担 | 賃金支給 |
|-----------|-----------------------------|--------------------|-----------|------|
| 入職時基礎訓練 | 雇用時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| プログラミング研修 | 派遣中 | OJT | 無償 | 有給 |
| リーダー研修 | 待機中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

3.キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口：管理部 稲田 電話番号：06-6232-8510

4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別 | 締結している |
| 協定労働者の範囲 | システムエンジニア・プログラマー |
| 労使協定書の有効期間 | 令和3年4月1日～令和5年3月31日 |